

令和 2 年 2 月 1 9 日提出

令和 2 年 3 月市議会定例会発議案

(発議案第 1 号)

木 更 津 市 議 会

令和 2 年 3 月市議会定例会発議案目録

発議案番号	件 名	頁
発 議 案 第 1 号	木更津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1

発議案第 1 号

木更津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記議案を別紙のとおり木更津市議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

令和 2 年 2 月 1 9 日

提出者	木更津市議会議員	斉 藤	高 根
賛成者	同	鶴 岡	大 治
賛成者	同	草 刈	慎 祐
賛成者	同	渡 辺	厚 子
賛成者	同	重 城	正 義
賛成者	同	大 村	富 良

木更津市議会議長 近 藤 忍 様

提案理由

令和元年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、木更津市議会議員の期末手当の支給率を改定するため、関係条例の整備をしようとするものである。

木更津市条例第 号

木更津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

木更津市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年木更津市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の222.5」を「、6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

2 この条例による改正前の木更津市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定により支給された期末手当は、この条例による改正後の木更津市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。